

(目的及び設置)

第 1 条 町民に憩いの場を提供するとともに農林業の活性化と観光の振興を図るため、おかやまファーマーズ・マーケットノースヴィレッジ（以下「ノースヴィレッジ」という。）を設置する。

2 ノースヴィレッジの位置は、勝央町岡地内とする。

(開園時間及び休園日)

第 2 条 ノースヴィレッジの開園時間及び休園日は、規則で定める。

(使用等の許可)

第 3 条 ノースヴィレッジにおいて次に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、町長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 別表第 1 の 1 に掲げる施設の使用
- (2) 物品の販売及びこれに類する行為
- (3) 業として写真又は映画を撮影する行為
- (4) ノースヴィレッジの全部又は一部を独占して使用する行為
- (5) その他町長の定める行為

2 町長は、ノースヴィレッジの管理上必要な範囲内で前項の許可に条件を付することができる。

3 町長が別に定める使用券によりノースヴィレッジの施設を使用する者については、第 1 項第 1 号の許可を受けたものとみなす。

(行為の禁止)

第 4 条 ノースヴィレッジにおいては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 施設等をき損し、又は汚損すること。
- (2) 植物を採取し、又は損傷すること。
- (3) 動物を捕獲し、又は殺傷すること。
- (4) 土地の形質を変更し、又は土石を採取すること。
- (5) 指定する区域以外で火を使用すること。
- (6) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (7) 指定された場所以外の場所に車両を乗り入れ、又は駐車すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、風致を害し、公共の秩序を乱し、又は衛生上若しくは風紀上障害となる行為をすること。

(使用の禁止又は制限)

第5条 町長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、ノースヴィレッジの使用を拒むことができる。

- (1) 公共の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれのある者
- (2) 施設等を損傷するおそれのある者
- (3) 施設等の利用が、集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体の利益になると認める者
- (4) その他ノースヴィレッジの管理上支障があると認める者

2 町長は、ノースヴィレッジの損壊その他の理由によりその使用が危険であると認められる場合又はノースヴィレッジに関する工事のためやむを得ないと認められる場合においては、ノースヴィレッジを整備し、又はノースヴィレッジを使用する者の危険を防止するため、区域を定めて、ノースヴィレッジの使用を禁止し、又は制限することができる。

(許可の取消し等)

第6条 町長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、第3条第1項の許可を取り消し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくはノースヴィレッジからの退去を命ずることができる。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらの規定に基づく処分に違反している者
- (2) 偽りその他不正な手段により第3条第1項の許可を受けた者
- (3) 第3条第2項の条件に違反している者

2 町長は、ノースヴィレッジに関する工事等のためその他公益上やむを得ない必要が生じたときは、第3条第1項の許可を受けた者に対して、同項の許可を取り消し、又はその条件を変更することができる。

(使用料)

第7条 第3条第1項の許可を受けた行為に係る使用料は、別表第1の1に掲げる基準額に0.5を乗じて得た額から当該基準額に2.5を乗じて得た額までの範囲内の額で町長が定める額及び同表の2に掲げる金額とする。

- 2 使用者は使用料を前納しなければならない。ただし、町長が別に納期を定めたときは、この限りでない。
- 3 町長は、特に必要があると認めるときは、使用料を減免することができる。
- 4 既納の使用料は、返還しない。ただし、使用者の責めに帰することができない理由によりノースヴィレッジを使用することができなくなったときその他町長が相当の理由があると認めるときは、この限りではない。

(原状回復義務)

第8条 使用者は、第3条第1項の許可を受けた行為を終了したときは、速やかに施設等を原状に回復しなければならない。第6条の規定により許可を取り消され、又は行為の中止若しくはノースヴィレッジからの退去を命じられたときも、同様とする。

(損害賠償)

第9条 指定管理者又は使用者は、故意又は過失により、ノースヴィレッジの施設又は設備をき損し、汚損し、又は滅失したときは、これを現状に復し、又はその損害を町に賠償しなければならない。ただし、町長がやむを得ない事由があると認めたときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(指定管理者による管理)

第10条 町長は必要があると認めるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、ノースヴィレッジの管理を町長が指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 ノースヴィレッジの管理を指定管理者に行わせる場合の指定の手続き等は、勝央町公の施設の管理者の指定手続き等に関する条例（平成18年条例第14号。以下「指定手続等条例」という。）の定めるところによる。

(指定管理者が行う業務)

第11条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) ノースヴィレッジの施設の使用等の許可に関すること。

(2) ノースヴィレッジの施設及び設備（以下「施設等」という。）の維持管理に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、ノースヴィレッジの運営に関すること。

2 指定管理者に前項の業務を行わせる場合における第3条、第5条及び第6条の規定の適用については、これらの規定中「町長」とあるのは「指定管理者」とする。ただし、第3条第1項に規定する許可を自ら受けようとする場合を除く。

3 第7条第1項に定める使用料の収受を指定管理者に行わせるときは、その指定管理者があらかじめ町長の承認を得て定める額を利用料金とし、これを指定管理者の収入として収受させるものとする。

4 前項の場合において、指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則に定める基準に従い、利用料金の減免及び還付をするものとする。

(事業報告書の作成及び提出)

第12条 指定管理者は、規則で定めるところにより、事業報告書を作成し、町長に提出しなければならない。

(業務報告の聴取等)

第13条 町長は、ノースヴィレッジの管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該業務の管理又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第 14 条 町長は、指定管理者が前条の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 町長は、前項の規定による指定の取消しをしたときは、その旨を告知するものとする。
(規則への委任)

第 15 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 22 年 4 月 1 日より施行する。

附 則(平成 23 年 10 月 4 日条例第 9 号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表第 1(第 3 条、第 7 条関係)

1 施設

区分		単位	基準額
おかやまファーマーズ・マーケット ノースヴィレッジ	ホール	1 時間につき	1,050 円
	和室	1 時間につき	315 円
	料理実習室	1 時間につき	840 円
	ロッジ	1 棟 1 泊につき	18,000 円
	味覚の館（バーベキュー広場を含む。）	1 月につき	102,300 円
	売店	1 月につき	16,000 円
	モデル農家	1 月につき	45,500 円
	ロードサイドマーケット	1 月につき	175,500 円

備考 使用期間、使用時間若しくは使用面積が単位未満であるとき又は使用期間、使用時間若しくは使用面積に単位未満の端数があるときは、その単位未満の期間、時間又は面積を一単位として計算する。

2 その他

区分	単位	金額
第 3 条第 1 項第 2 号から第 5 号までに掲げる行為	町長が別に定める単位	町長が別に定める額

(趣旨)

第 1 条 この規則は、おかやまファーマーズ・マーケット条例（平成 22 年勝央町条例第 3 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開園時間)

第 2 条 おかやまファーマーズ・マーケットノースヴィレッジ（以下「ノースヴィレッジ」という。）（条例別表第 1 の 1 に掲げるロッジを除く。）の開園時間は、午前 9 時から午後 5 時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、町長は、必要があると認めるときは、開園時間を変更することができる。この場合においては、あらかじめその旨をノースヴィレッジの掲示板に公示するものとする。

(休園日)

第 3 条 ノースヴィレッジの休園日は、毎週水曜日（水曜日が国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日に当たるときは、その翌日）とする。

2 前項の規定にかかわらず、町長は、必要があると認めるときは、休園日に開園し、又は臨時に休園日を定めることができる。この場合においては、あらかじめその旨をノースヴィレッジの掲示板に公示するものとする。

(利用等の許可申請等)

第 4 条 条例第 3 条第 1 項の規定により同項各号に定める行為の許可を受けようとする者は、あらかじめ利用等許可申請書（様式第 1 号）を町長に提出しなければならない。

2 条例第 3 条第 1 項の規定により許可を受けた事項の変更の許可を受けようとする者は、利用等変更許可申請書（様式第 2 号）を町長に提出しなければならない。

第 5 条 条例第 3 条第 1 項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。利用者の行う行事等のために入場する者も、同様とする。

(1) ノースヴィレッジの施設及び設備を改造し、又は新たに施設若しくは設備を設けないこと。ただし、あらかじめ町長の承認を受けた場合は、この限りではない。

(2) 利用の許可を受けた目的以外に施設を利用し、又は許可を受けた行為以外の行為をしないこと。

(3) 利用の許可を受けた施設以外の施設（その利用につき、許可を必要とするものに限る。）に立ち入らないこと。

(4) 火災、盗難等の発生の防止に努めること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、町長が指示した事項

(損壊の届出等)

第6条 利用者は、ノースヴィレッジの施設及び設備を損壊し、又は滅失したときは、直ちに町長に届け出るとともに、その指示に従わなければならない。

(終了の届出)

第7条 利用者（条例第3条第3項に規定する利用券による利用者を除く。）は、許可を受けた行為を終了したときは、速やかに町長に届け出なければならない。

(指定管理者による管理)

第8条 町長は、条例第9条第1項の規定によりノースヴィレッジの管理を勝央町公の施設の管理者を指定手続き等に関する条例（平成18年条例第14号）に基づき町長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせることができる。

2 この場合において、第4条第1項及び第2項、第6条並びに第7条の規定中「町長」とあるのは「指定管理者」と、第2条第2項及び第3条第2項中「町長が必要であると認める場合は」とあるのは「指定管理者が必要であると認めるときは、町長の承認を経て」と読み替えるものとする。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、ノースヴィレッジの管理に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成29年2月1日規則第2号)

この規則は、平成29年9月1日から施行する。

附 則(平成30年12月3日規則第18号)

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

利用等許可申請

[別紙参照]

様式第2号(第4条関係)

利用等変更許可申請書

[別紙参照]

資料 4

○おかやまファーマーズ・マーケットノースヴィレッジ利用料金減免規程
(平成 14 年 12 月 25 日規程第 4 号)

改正 平成 23 年 1 月 3 日規程第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、おかやまファーマーズ・マーケット条例(平成 22 年おかやま条例第 3 号。以下「条例」という。)第 7 条第 3 項の規定に基づき、おかやまファーマーズ・マーケットノースヴィレッジに係る利用料金の減免について定める。

(ホール等の利用料金の減免)

第 2 条 ホール、会議室、和室及び料理実習室の利用並びに条例第 3 条第 1 項第 4 号に掲げる行為に係る利用料金について、次のいずれかに該当する場合には、町長は当該利用料金を減免することができる。

減免対象	減免の額
勝央町が主催または共催する事業	利用料金の全額
公共的団体が主催する町の振興に資する事業または町民の福利厚生に資する事業	利用料金の 5 割に相当する額
その他町長が適当と認める場合	その都度定める額

(減免申請)

第 3 条 前条の場合において、利用料金の減免を受けようとする者は、利用料金減免申請書(別記様式)を町長に提出しなければならない。

附 則

この規程は、平成 15 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 1 月 3 日規程第 1 号)

この規程は、公布の日から施行する。

利用料金の減免に係る運用基準について

減免規定の対象となるものは

- 1 勝央町が主催または共催等により実施する事業に利用する場合 全額減免

- 2 町内の公共的団体等が主催する町の振興に資する事業または町民の福利厚生に資する事業に利用する場合 5 割減免

- 3 その他町長が適当と認める場合
 - (1) 町または園の活性化に寄与するイベント等で町内の非営利団体が利用する場合 全額減免

 - (2) 町または園の活性化に寄与するものとして誘致したイベント等に利用する場合 5 割減免

 - (3) 岡山県が地域の振興に資する事業に利用する場合 5 割減免

 - (4) その他町長が特に適当であると認める事業で利用する場合 その都度定める額